

平成 26 年度 第 2 回門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

会議の名称	平成 26 年度 第 2 回門真市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 26 年 11 月 5 日(水) 午前 10 : 00～11:35
開催場所	門真市リサイクルプラザ 5 階 マルチホール
出席者	花田 眞理子 会長 小幡 範雄 副会長 田村 有香 委員 山根 保 委員 藤田 俊和 委員 鎌田 正義 委員 小原 尚生 委員 辰巳 秀司 委員 森 一範 委員 三浦 隆夫 委員 【出席委員数 10 人／全 13 人中】 事務局 環境政策課 課長 橋川 環境政策課 課長補佐 小西 環境政策課 上席主査 渡邊 環境政策課 係員 横井
議 題 (内 容)	議事 (1) 前回の会議での意見等について (2) 答申書(案)について (3) その他 配布資料 「平成 26 年度第 2 回門真市廃棄物減量推進審議会次第」 資 料 ① : 門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 資 料 ② : 前回の会議での意見等について

	資 料 ③：中間処理費用に関する資料 資 料 ④：答申書（案） 参考資料①：諮問書（写） 参考資料②：第 1 回門真市廃棄物減量等推進審議会議事録 参考資料：ごみカレンダー、ごみ通信
傍聴定員	10 人（ただし当日の傍聴者は 0 人）
担当部署 （事務局）	市民生活部 環境政策課 （電 話） 06 - 6909 - 4129

事務局 (橋川)	みなさんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今より平成 26 年度第 2 回門真市廃棄物減量等推進審議会を開会させていただきます。 環境政策課の橋川と申します。よろしくお願いします。 本日、13 名の委員中 3 名の欠席をお伺いしております。現在藤田委員がまだご到着されておられないようですが、特にご連絡いただいておりますので、現在 9 名出席ということで、審議会の規則の第 5 条第 3 項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。 なお、議事録作成のために、録音させていただいておりますのでご了承お願いいたします。 それでは早速、資料の確認からさせていただきます。お手元の資料 1 枚目。本日の会議の次第、A 4 一枚ものでございます。続きまして、右上に資料①と書いております委員の皆さまの名簿でございます。続きまして、資料②前回の会議での意見等についてということで A 4 一枚ものでございます。それから、資料③中間処理に関する費用ということでこれも一枚ものでございます。続きまして、資料④答申書（案）でございます。これにつきましても一枚ものでございます。続きまして、参考資料①といたしまして、諮問書（写）でございます。それから、前回の会議の参考資料②ホッチキス留め A 4 の分でございます。それとごみカレンダー、ごみ通信でございます。 以上、そろっておりますでしょうか。 それでは早速、議事をお願いしたいと思います。 花田会長、よろしくお願いいたします。
花田会長	改めまして、おはようございます。巷では風邪が流行っているので、流行に敏感な私は早速かかってしまいました。お聞き苦しい点お許しくださいませ。 では、次第に沿って進めさせていただきます。次第の（１）前回の会議での意見等についての説明を事務局よりお願いできますでしょうか。
事務局	渡邊です。よろしくお願いいたします。お配りしました資料②

(渡邊)	をご覧ください。 第1回審議会において委員の皆様からいただいたご意見をまとめさせていただきました。 意見については、前回の会議中に回答をさせていただいた内容も含まれております。 それでは、いただきましたご意見及びその対応について説明させていただきます。 資料②見ていただけますでしょうか。 1、「例えば、大阪市が110円、120円になった時、値上げの材料になりますか。」という質問に対して、「大阪市が手数料を値上げすることのみを理由とした値上げは、今後も考えていない。」 2、「広報周知徹底。理由も明確にした方がいい。市民に対して値上げのことなので、広報等で周知をする事と理由も明確にした方がいい。」回答は、「周知の徹底を図るべきと考えます。」 3、「市民の立場からしたら85円から90円の値上げはしてほしくないが、90円でよいのでは。」という意見がございました。次に、 4、「一般廃棄物手数料改正の理由は公開されるのか。消費税が上がったことは理由にならないと思います。それ以外の市民の方々が納得される理由を明記してほしい。」回答は、「条例改正時に理由もつけて公開されます。理由といたしましては、処理コストや近隣市の状況によって判断したものです。」 5、「85円から90円に上がった一番大きな理由は何ですか。」回答は、「処理手数料との乖離及び近隣市との兼ね合いが大きな理由です。」 6、「収集運搬が100円なので、選択肢として90円と95円しかないと思うが、中間処理費用の半額に近い額だと95円だと思うのですが、近隣市と合わせる意味は何ですか。」回答は、「本市の処理コストが他市と比べて特に高いということはなく、その中で他市が90円で揃えているためです。」 7、「今回の審議会では、一般廃棄物をクリーンセンターへ持ち込み処分のみをするものの部分のみを審議するのですか。」回答は、「『処分のみをするもの』についてのみ審議をお願いします。」 8、「前回の資料5-3で中間処理費用の216円は、平成19年から25年までずっと上がってきたのか、工事などして上がってきたのか。参考として資料が必要。また、他市、近隣市の手数料も参
------	--

	考資料を用意して欲しい。」対応・回答は「次回に資料を用意いたします。中間処理手数料に関しては、上昇傾向にあります、工事経費も老朽化とともに増えております。」 これが、前回の会議での意見等についてです。 続きまして、小幡副会長より要望のあった資料について説明させていただきます。 資料③を見ていただけますでしょうか。 中間処理に関する費用です。 門真市の平成 22 年から平成 24 年の 3 年間について書かせていただいております。この数値は、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」の数値を元に処理に要する経費を計算しております。平成 22 年が 210 円、平成 23 年が 222 円、平成 24 年が 216 円になります。 枚方市は、平成 22 年が 167 円、平成 23 年が 172 円、平成 24 年が 190 円。 四条畷市と交野市は清掃施設組合でゴミ焼却しておりますので、組合の方に確認しました。平成 22 年 225 円、平成 23 年 231 円、平成 24 年 222 円です。これらは全て 10 kg あたりの数値になります。 守口市、寝屋川市、大東市に関しては、以前処理手数料を 90 円と決定する際に中間処理費用 200 円の半分程度という説明がございました。以上です。
花田会長	はい。ありがとうございました。今の資料③ですが、小幡副会長のご意見から今回出していただいたと思いますが、如何ですか。
小幡副会長	これで良いと思います。
花田会長	ありがとうございます。ひとつお聞きしていいですか。門真市の数値は、環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」の数値を元ということなんですが、この調査はどのような規模で数値が出てるんですか。全国的でしょうか。
事務局 (橋川)	全国一斉に、組合、市町村で国へ報告する数値でございます。ホームページで公開しております。本市は、20 億円程度廃棄物の処理に掛かっておりまして、その内の収集の部分を除いた数字

	を元に計算しております。
花田委員長	分かりました。ありがとうございました。 ちょうど枚方と四条畷の中間ぐらいが門真だなと思いながら拝見しておりました。先生、如何ですか。
小幡副会長	枚方が低いのは、中間処理でリサイクルとかそんな感じのことがあるんですか。ごみ量が少ないとか。ごみ量も一緒にあったらすごく良かったんですけど。 ごみの量は大体同じなのでしょうか。
事務局 (橋川)	枚方の方が多量だと思います。
花田会長	ありがとうございました。こういう資料はなかなかやはり自治体それぞれの考え方もございますし、出したがらない傾向があるようでございます。例えば、人件費がどれだけ掛かっているかとかいうこと、特に大阪市なんか問題になったんですね。それを出したがないということがあのようなんですけど、これを拝見すると門真はごくごく普通。 ありがとうございました。前に戻りますけど、資料の②でございまして。もう少し市民の方にうまく情報を伝えて欲しいとか、啓発ですね、ごみの分け方のことですか、そういうのを年に 1 回のチラシでいいのだろうかとか、そういうご意見があって多分今回、このカラーの分とごみ通信というのを付けていただいたんだというふうに思っております。これをまたご覧になっていろいろとご意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。これを含めまして、前回のことと中間処理に関する費用ということで報告がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。
事務局 (橋川)	簡単にこの資料の説明をさせていただきたいと思います。 ごみカレンダー、いつ何を出したら良いのかという話になった時に、調べていただけるようになっております。広報紙は一般的に配られておりますけれども、加えてごみ通信は敢えて各自治会の回覧ということで、職員が直接各自治会にお配りしております。お知らせしたい内容がある時に発行させていただいております。

花田会長	ありがとうございました。これは、どこが作っていらっしゃるのですか。クリーンセンター業務課というのは。
事務局 (橋川)	このクリーンセンター内のごみ処理関係、ごみを収集する業務課とごみを焼却する施設課と我々環境政策課で作っております。
花田会長	分かりました。ありがとうございます。 とても素敵なおみ通信だというふうに思うのですが、例えばなんですが、中間処理施設をずっとこう見せていただいた時に、別の市に行った時に、市民の方からの声っていうのを貼ってあった事務所がありましてね。市民からの注文っていうのは結構いろんな所に上がるんですが、感謝とか。そういうのも結構来てるんだなと思って。それを貼ってあると、働いている方が誇りを持って働くというか、とてもいいなと思った記憶があるんです。これもまた別の市なんですけど、こういうのを出されている時に、収集の作業をされている方からのコラムが載っていて、それもすごくいいなと思いました。若々しい職員の方の顔写真付きでこういうことがありましたと。じゃあ出し方を少し気を付けないといけないなとかってなると思うので、そういうコミュニケーションというか、市民の方からの特に励ましとか、そういうのも載せていただくのもいいかなとちょっとと思いました。 皆様、如何でしょうか。何か折角ですから、この際お願いいたします。
辰巳委員	配られた資料を拝見させていただいていたのですけれども、結果的に市民の方の目に触れる資料というのはこれ全てなんですか。それともこのうちいずれかですか。 例えば、資料②に関しては、市民の方が請求された場合は、このまま出されるという形になるんですか。
事務局 (橋川)	はい。そうです。
辰巳委員	前回この場に出席させていただいた私もそうですが、出席されていた皆様は多分理解されてると思いますが、1の意見と回答で

	すが、これは私が質問した内容で、近隣市が上げたからといって、門真市は上げませんよという回答といただいていると思うんですけども、これに対して、6の回答で、この回答になると、他市と揃えていますとなると、1と6が矛盾した回答になっていると思うんですよ。で、議事録読むとそういうわけでもないです。僕が心配なのは、別のこと言っているととられないのかなと。もうちょっと、きっちり書かれた方がいいのかなと思います。もちろん近隣市の状況に鑑みてというのは、行政ではあってもいいのかなと思いますので。ただこれを一般市民の方がご覧になった時に、正しい記述であるということは理解していただければと思いますが誤解を招かないように。その辺り如何かと。 資料③で先程説明のあった、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」というのは、全市町村の平均値という形で考えたら良いのでしょうか。
事務局 (橋川)	各市の内容がホームページで見ることが出来ます。同じ集計の仕方をしておりますので、例えば収集にかかる人件費がいくらというのが分かります。環境省のホームページです。
辰巳委員	環境省が例えばカテゴリー分けで、これに幾ら掛かるとかこれに幾ら掛かるとか。一問一答式ですか。
事務局 (橋川)	はい。細かいエクセルの表です。
辰巳委員	門真市さんのリサイクルプラザの経費もここに並列されてるんですか。
事務局 (橋川)	はい。この中に入っております。
辰巳委員	例えば、枚方市さんはそこまでされてないので、リサイクルするための経費もここに含まれているんですか。
事務局 (橋川)	はい。含まれております。例えば、処理を自分のところで出来なくて、委託していたら、委託費として上げる欄がございまして、

	そこは上げる上げないの判断はあまりできないと思います。基本的には廃棄物処理に掛かる費用を報告するものでございまして、結果的に自前でやってようが、委託してようが、載せる欄はございますので、掛かった経費を他市と比べることは出来ると思います。そういう調査でございます。
辰巳委員	分かりました。ありがとうございます。
田村委員	すみません、今と同じ資料の③ですが、この注意書きですと環境省が出したデータを逆に取って来たようにとれますが、門真市の方で出したデータを環境省に送ってまとめた情報が、環境省のホームページに載ってるんですね。
事務局 (橋川)	載ってます。
辰巳委員	掛かる費用は市民の方に負担していただかなくてはいけないですし、それに対して、理由づけという資料にどうしてもなっちゃうんです。正直な所、門真市の炉ではこんだけ掛かりますというのは言い切ってもらっていいと思うんですね。他市はどうかと言われると、枚方なんか人口数多いですし、まして四条畷・交野は人口少ない中で共同の施設を建て直したわけですから、それなりに消化していったらと思うんですけど。門真に住んでいけば、これぐらい掛かりますというのをご理解していただく資料としては、これは要と思います。一定ご覧になられた時に納得がいくご理解がいただけると思うんですよ。どうしても、掛かるものには払ってもらわないといけないと思います。確かに、どうして捨てるものにお金を払わないといけないの、私ら税金払ってますとおっしゃる方がいっぱいいらっしゃると思います。 値上がりするというのは、僕も門真市民ですからおもしろくないんですけど、環境を保全する意味合いでは、焼却炉の修理・改修また新炉を建設するという将来的な展望もいるわけですから、その辺りをご理解していただくという説明資料になればいいのではないかと。
花田会長	よろしゅうございますか。はい、では、議事の（２）でござい

事務局 (渡邊)	ます。答申書（案）について。 答申をこれからこの会としてお出ししないといけませんので、その答申書の案ということで資料④を事務局よりご説明をお願い致します。 議事の（１）で説明させていただいたご意見を元に資料④の一般廃棄物処理手数料の改正についての答申書の案を作成させていただきました。それを読み上げます。 門真市長 園部 一成 様 門真市廃棄物減量等推進審議会 会長 花田 眞理子 一般廃棄物処理手数料の改正について（答申） 平成 26 年 10 月 15 日付け門市環第 428 号をもって諮問された「一般廃棄物処理手数料の改正について」、次のとおり答申します。 一般廃棄物処理手数料について「処分のみをするもの」の手数料を 85 円から 90 円に改めることについては、妥当であると考えます。 なお、手数料の改正においては、下記の事項に十分に配慮されたい。 ①手数料の改正にあたっては、市民並びに事業者の理解と協力が得られるよう市民等への周知を十分に行うこと。 ②ごみの収集方法及び分別方法などを十分に啓発することにより、一般廃棄物のさらなる減量化について推進すること。 ③今後の手数料の改正にあたっても、中間処理コストや社会情勢等をはじめ様々な方面からの議論を行うこと。 ④ごみの処理方法については、ごみの減量化は市民の協力が不可欠であることから、十分、市民に理解していただける様、周知啓発に努めること。 本日頂きましたご意見についても反映させていただき、会長と副会長に確認していただき、答申書とさせていただく考えです。
---------------------	---

	ご確認の方、宜しくお願い致します。
花田会長	はい。ありがとうございます。前回、諮問そのものを皆さんにお配りしてくださいというふうをお願いしたのが、参考資料①というところに付けていただいています。この資料を前回いただきましたので、答申を諮るという形になっております。 答申案、如何でしょうか。
事務局 (小西)	内容としましては、資料②で皆様からいただいたご意見についてまとめさせていただいたのが、下の意見①～④の部分になっておりまして、もし不足・修正等あれば、ご意見いただければ、修正の方させていただきたいと考えております。
花田会長	こういう書き方をされるのかどうか分からないんですけど、④というところですね。「十分、市民に理解していただける様」のようって、漢字を書きますか。確認して頂けますか。③のところで、様々っていうので漢字を使ってるのはいいかなと思うんです。ちょっと気になりました。
事務局 (橋川)	確認をさせていただきます。
花田会長	全般に、言葉遣いとか漢字とかそういうのはチェックしてください。
辰巳委員	申し訳ないです。僕、1回目の時にね、聞き逃してたのかも知れないんですけど、そもそもこの値上げというのはいつからですか。
事務局 (橋川)	来年の4月から考えております
辰巳委員	十分な周知というのは、何か月間。
事務局	議会の了解を得る予定が今年の12月を予定しておりますので、

(橋川)	それからということですので、1月、2月、3月を使って広報に載せたりというふうに考えております。
花田会長	排出事業者さんへの周知が重要ですね。市民へと書いてあるけど、具体的には排出事業者さんへの周知っていうのが大きくないですか。
辰巳委員	これに関しましては、手前ども許可業者と門真市さんとでどういうふうにしたら、事業系の市民の方にご理解していただき易いかという宿題は、また別に考えさせていただいたらと思うんですね。
花田会長	今これをよく見てみたら、①市民並びに事業者の理解と協力がと何回も出てくるんだけど、その辺りのことがあんまりよく分からないかも知れないんですけど。3回でてくるからいいんですか。
小幡副会長	①の所に手数料の改正にあたっては、市民並びに事業者及び許可業者の協力と連携が図れるように市民等への周知を十分に行うこと。ということでここに許可業者というのを一緒に入れて一緒に考えるというふうな表現にするか、事業者と市民だけに限定するか、ここ三者のスクラムという感じに表現するかどっちかなんですけど。 許可業者という表現がちょっと難しいんで、ちょっと適当な何かあれば。
辰巳委員	関係各所とか。
小幡副会長	関係者とか。
花田会長	関係者の連携が図れるようにすればですね。市民並びに事業者とは排出する方なんですけど、それを回していくのも含めて。それから④の1行目にもごみの減量化は市民や事業者の協力が不可欠であることからしたらどうでしょうか。十分、市民にっていうのを止めて、十分理解していただけるよう、周知啓発に努めること。ごみの減量化は市民や事業者の協力が不可欠であることから、十分理解していただけるよう、周知啓発に努めることという

	ふうに敢えてすれば、事業者さんが行ってくださいねって。そんなことですね。1回きれいに整理していただくのと、校正部分にチェックをしていただき、小幡先生もう一回確認をお願いします。
小幡副会長	はい。
花田会長	確認させていただいて、答申書とさせていただきたいと思います。
田村委員	②と④の項目の切り分けがよく分からないんですけども、②も結局何が言いたいかというところと十分啓発するというのが言いたいようなんですけど、④も十分に啓発すると書いてあるんですけど、結局同じことなのかという気がして。なので、これを整理すると②と④を一緒にして、充実した表現にして、①の次に③がくると話の流れ的にも分かり易いというふうに。①、③にして②と④の合体形を③に持ってくるという。
花田会長	ありがとうございます。他にご意見ありますか。よろしゅうございますか。 そしたら、この答申についての確認をしますが、①に関係者の連携という意味を加えるというのと、それから②に今の③というのが入って、③に②の減量化に推進しつつですね、理解していただけるように周知啓発に努めることという④に後今市民だけなので、市民や事業者というのを入れていただくということで、事業者に対するアピールにするということ。後は、細かいことに関しましては、副会長と私に一任ということでよろしゅうございましょうか。
山根委員	はい。よろしいです。
花田会長	はい、ありがとうございました。多分、時間もあると思いますので、少しでも早くということになると。そこで、答申案はいつになりそうですか。訂正していただいて。
事務局	今日、明日中に訂正の方させていただきます、会長、副会長

(小西)	の方に送らせていただいて、ご確認いただいと考えております。
花田会長	分かりました。ということでございます。ありがとうございます。 他に何かございますでしょうか。 答申書はこの後、委員の皆さまにですね、諮問と同じように写しを、どうしましょう。
事務局 (小西)	お集まりいただくのも、大変ですので郵送等で送らせていただく形にさせていただきたいと思います。
花田会長	はい、ありがとうございます。次第の（３）その他とありますが、何かございますでしょうか。
三浦委員	はい。前回の審議会で、参考資料②の 16 ページに私の意見を載せてもらってますけど、ごみ管理委員を選出していただきたいという意見を出しました。今日配布された資料に載ってますが、普通ごみの一番下の ●汚損して資源化できない紙・布 ※びん、缶などは入れないでください と書いてますけども、普通ごみのごみの日にうちの自治会から汚れて、はっきり言うて焼却処分しかできない布を出したんですけど、これ出せるんですかって言われました。市民の方は、分かってないわけですね。だから、これを配布して市民が理解できるのかなと、特に裏のこれ。私でも、全部読みませんよ。誰が読めるのかなって。見ただけで高齢者の方は「わぁ」と思うから。
花田会長	「これは、どうだったかな。」という時に使うという意味だと思います。これを全部覚えてですね、なんか試験するとか。そしたら 50 点以上取れる方は、なかなかいらっしゃらないと思います。
三浦委員	このごみ出しは平成 26 年度と 25 年度以前とは変わってるんですね、ごみ出しの方法が。すごくややこしいですよ。プラスチック製容器包装のごみ出しとか、汚れたものは普通ごみに出してくださいとか。発砲スチロールが何で普通ごみになったのか私にも理解できないですね。前はプラスチック製容器包装だったと思い

	ますが。どうして変わったのか説明がないですね。市民が理解できないから、今まで通り出すと。
花田会長	それは、大切な問題でございまして、市民の方に理解していただけないと実際に折角こう作ってもですね、なかなか添えないということですが。どうしてこういう分け方にするかというところまで、なかなかこういうものに載せるのは難しいので、今のご意見を活かすという意味ではごみ通信ですね。こういうふうなものを例えば、シリーズにしてどうしてごみを分けるのかということの説明するとかですね。今私がふと思いついたのは、それですけども、あの是非三浦委員のご意見というのはそういうことを言っていたためのお立場でいらっしゃると思いますので、とても大切だと思いますので。今平成 26 年度ですが、平成 27 年度というのはまた出すんですかね。それはもう準備出来てるんですか。
事務局 (橋川)	種別、分け方に関しましては、25 年度にペットボトルの日が増えたりということがありましたけども。27 年度には新たな項目は、皆さまにご協力をお願いできる分別はここまでかと考えておりますので、新たに加えることは今のところは予定しておりません。
三浦委員	1 回この審議会で、ごみの出し方を説明してほしいんですよ。私でさえ、理解できないものを、他の市民が理解できるわけがないんですよ。
花田会長	大分前だと思いますが、審議会で 1 回そういうパワーポイントを使って説明をしていただいたことが。もうかなり前です。門真市だったと思います。そしたら、次回がどうなるか分かりませんが、次回少しそういうことも。あとですね、三浦委員が分かっていたいたとして、市民の方にまたということもありますので、見学にいらっしゃる方にどういう効果を出しているのかというのも、併せて教えていただけますか。 三浦委員、次回待ちでよろしいですか。
三浦委員	はい。

花田会長	ありがとうございます。では、次第（３）その他。事務局から何かありますか。
事務局 (橋川)	今後のスケジュールといたしましては、この審議会で本日色々ご意見いただきました答申書に関して修正を行いまして、その後審議会から市の方へ答申書の方を頂きます。それを市が受けまして、その意見を踏まえ平成 26 年第 4 回定例会、12 月議会ですね、そちらの方に条例改正案を上程させていただきます。そこで可決を得られれば、来年度の 4 月 1 日より施行させていただくというようなスケジュールで考えさせていただいております。 まずは議会でのご了解ということが大前提ということになります。以上です。
花田会長	分かりました。このことで、何かご意見、ご質問はございますか。 それでは、これで平成 26 年度第 2 回門真市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたりましてどうもありがとうございました。